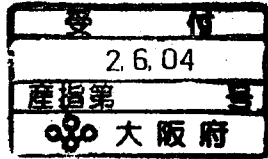


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 4日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪市西区靱本町1丁目4番12号

氏 名 東亜建設工業株式会社 大阪支店
支店長 早川 毅

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6443-3061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜建設工業株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪市西区靱本町1丁目4番12号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	451,563万円
③従業員数	120人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2019年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	1 t	28 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 建設副産物のリサイクル率の向上 建設工事の混合廃棄物排出量の削減 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	5 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> これまで実施した取組を継続する 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物は確実に分別するとともに、石綿含有産業廃棄物については、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> これまで実施した取組を継続する

がれき類	建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	繊維くず
4,616 t	12 t	82 t	1 t

がれき類	建設系混合廃棄物
680 t	10 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・府指導方針に基づき、現場内での自ら利用を実施する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定無し			

がれき類	建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t
0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	1 t	28 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している		

がれき類	建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t

がれき類	建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	繊維くず
4,616 t	12 t	82 t	1 t
0 t	6 t	1 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	5 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定業者から選定する ・電子 manifests の導入を進めるため、電子 manifests 対応可能な業者から選定する ・再生利用、熱回収が可能な廃棄物は、再生利用業者、熱回収業者に処理委託する ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する 		
※事務処理欄			

がれき類	建設系混合廃棄物
680 t	10 t
100 t	0 t
500 t	0 t
0 t	0 t
0 t	0 t

産業廃棄物の一連の工程

- ・汚泥
中間処理業者に委託して、固形化若しくは焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・廃プラスチック類
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・紙くず
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・木くず
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・繊維くず
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・金属くず
中間処理業者に委託して選別、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
中間処理業者に委託して選別、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・コンクリート塊
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・アスファルト・コンクリート塊
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・建設混合廃棄物（管理型）
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・がれき類（石綿含有産業廃棄物）
最終処分業者に委託して埋立

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属：大阪支店 職・氏名 支店長	
廃棄物担当	組織名：安全環境部 組織人数：2人	
役割	CSR 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 ○廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要事項を検討する。 ・委員長－支店長 ・委員－各部署長
	廃棄物処理責任者 (安全環境部長)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理目標の策定 ○廃棄物処理に関する各種決定事項の決定、承認
	廃棄物担当者 (又は作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織図

